

※用紙の都合上、発行部数を少なくしていますので、周りの方にもお知らせください。

平成28年5月17日 発行  
＜編集と発行＞  
西原村役場 企画商工課  
TEL: 279-3111  
〒861-2402  
西原村大字小森3259

- ◎ り災証明書の発行開始
- ◎ 住家の被害状況調査終了

## 「り災証明書」の発行を開始しました

**5月16日(月)**に「り災証明書」の発行を開始しました。

今回発行分は郵送となっており、避難所への直接配付は18日以降になる予定です。

5月16日以降、約1週間程度で「り災証明書」を発行していく予定です。

なお、生活支援策の受付についても、準備ができ次第広報を通じてお知らせしていきますのでご確認よろしくお願ひします。

## 「住家の被害状況調査」を終了しました

5月1日(日)の申請受付以降、「住家の被害状況調査」を行ってききましたが、

**5月17日(火)**一部補足調査を除き、**村内全住家の一次調査を終了**しました。

一次調査を基に発行される「り災証明書」を受け取られた方で、さらに詳細な調査を行ったうえでの判定を希望される方については、「二次調査」を実施しますのでお申し出ください。

※二次調査を希望された場合、調査終了まで各種生活支援策の正式な手続きを行えませんのでご了承ください。

## 「健康・よろず相談室」の開設について

地震後の1ヶ月間、多くの皆様が不安やストレス・緊張の日々を送られていることと思います。不眠・頭痛・血圧が高くなるなど、からだにも不調が現れることがあります。心身の問題はまず、一人で抱え込まないことが大切です。

下記のとおり、予約制の健康相談の場を設けましたので、ご希望の方はご利用ください。

※ 相談者及び内容の守秘は厳守します。

- 開設期間：平成28年5月17日 から約1ヶ月間
- 受付時間：午前9時～午後4時
- 予約電話番号：090-1974-3784（健康・よろず相談室直通）
- 開設場所：西原村役場 住民相談室（1階）
- 対象：西原村在住のすべての方
- 内容：被災された方々の傾聴と血圧測定 健康相談 ※ お子さんの相談も結構です。  
リラクゼーションケア（ハンドマッサージ等）
- 担当者：日赤ケアスタッフ 3～4名

## 消費者トラブル注意報

～あわてないで！建物の修理や解体は十分に検討してください～

地震により壊れた建物の修理や解体・撤去について、見積もりを示されずに、工事完了後に高額な請求をされたという事案が発生しています。

過去の災害においても、不安をあおって契約を急がせたり、工事内容についてあまり説明をせずに工事をして高額な請求をするケースが見られます。勧誘されてもその場ですぐに頼まず、工事の内容や費用について書面でよく確認したうえで、家族などに相談したり、複数の業者から見積りをとるなどして、十分に検討しましょう。

消費生活に関するトラブルや疑問がありましたら熊本県消費生活センターまでご相談ください。

また、全壊及び半壊家屋の解体・撤去を村が実施する支援策を検討していますが、具体的な日程、要件及び手続き等については、役場住民課までお尋ねください。

### 【問合せ先】

○ 熊本県消費生活センター TEL:096 - 383 - 0999

相談受付時間 平日 午前9時～午後5時

○ 役場住民課 TEL:279 - 3111

※西原村では、毎週水曜日に専門の消費生活相談員による相談窓口を開設しています。

消費生活相談員については、役場企画商工課までお尋ねください。

相談受付時間 毎週水曜日 午前10時～午後4時

**デマ・流言・チェーンメール等にご注意ください！**

**事実無根の情報やうわさに振り回されず、**

**根拠のある正しい情報に基づいて行動しましょう。**

ご不明な点等ございましたら西原村役場までお尋ねください。

**TEL:279-3111**